

麻薬小売間譲渡許可に係る利用手順

令和 8 年 3 月 10 日作成
公益社団法人富山県薬剤師会

1. 目的

麻薬の小売業者間譲渡は、麻薬及び向精神薬取締法第 24 条第 11 項に則り定められている。本手順書は、麻薬の小売業者間譲渡する薬局を公益社団法人富山県薬剤師会（以下、県薬剤師会。）が斡旋することで、富山県の地区ごとで麻薬小売業者間譲渡の運用を円滑にし、地域在宅医療の推進、各疾患の緩和医療に必要な薬剤供給体制の確保、備蓄麻薬の在庫管理の効率化を図るため、必要な手続きを示すものである。

2. 定義

地区ごとの薬局間同士で、同一の麻薬小売業者間譲渡の許可を受けるグループを「麻薬譲渡グループ」と定義する。

3. 富山県厚生部薬事指導課へ行う手続き

この運用にあたっては、麻薬小売間譲渡に必要な手続きを富山県厚生部薬事指導課に適切に実行したうえで、麻薬の譲渡が可能となるため、詳細は、関係法規・通知、富山県 HP を参照し、確認すること。

4. 富山県薬剤師会へ行う手続き

- i 麻薬の小売業者間譲渡を希望する薬局は、富山県薬剤師会に申込用紙（県薬麻薬様式 1）を提出する。
- ii 申込を受付後、県薬剤師会もしくは県薬剤師会各支部でグループを決定し、説明会等の通知をする（県薬麻薬様式 2）。
- iii グループ毎に代表者・副代表者を設置する。
※代表者はグループを代表して書類等の提出を行政機関に行い、副代表者はその補佐とする。また、代表者・副代表者は、グループ内薬局の中で、「固定とする」もしくは「1年間毎の輪番制とし、副代表者を務めたものは、翌年は代表者を務めるものとする」のどちらかとして決める。グループ内の手続きを代表者に一任する場合は、委任状（県薬麻薬様式 3）を用いる。
- iv グループ代表者は、富山県厚生部薬事指導課へ 3. の手続きを行う。
- v 県から譲渡許可証が交付された後、県薬剤師会は、薬局に運用開始を通知する（県薬麻薬様式 4）。

5. 譲受譲渡対象

麻薬を譲受する薬局（以下、甲とする。）と譲渡する薬局（以下、乙とする。）は共に、県薬剤師会会員薬局かつ富山県知事により同一の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた薬局であることとする。

6. 譲渡可能となる範囲

以下、イ又はロのいずれかの場合

- イ 共同して申請する他の麻薬小売業者が、その在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき

(麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2第1項第1号イに該当)

- ロ 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であって、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第二十四条第十一項若しくは第十二項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であって、その譲渡しの日から90日を経過したものを保管しているとき

(麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2第1項第1号ロに該当)

※ロにより譲り受けた麻薬を、イによって再度他の麻薬小売業者へ譲り渡すことは可能だが、ロによって譲り渡すことはできない。(令和3年9月13日付事務連絡 麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答について (以下文中は、QAとする)問54)

7. 譲渡数量

6 項イ)においては甲が応需した麻薬処方せんに記載された内容のうち、不足分の数量に限る ※不足分がその品目の数量単位を割り込むとき(散剤で0.5g等)でも、正確に不足分だけを譲受・譲渡すること

6 項ロ)においては、90日を経過した在庫分とする。

※譲り渡すものは原末等に限られ、倍散等の予製を譲り渡すことはできない。(QA問41)

※90日経過の起算日について(QA問48、49、53)

起算日となる(起算日が更新される)場合は、「薬局に到着した日」、「最後に患者へ交付した日」、「他の麻薬小売業者へ譲渡した日」。したがって、6 項ロ)の場合、一度に複数の麻薬小売業者へ譲渡することはできない。

※90日を経過したかの判断は、ロット毎ではなく、麻薬の品名(販売名)毎とする。(QA問52)

8. 返品

甲・乙間で譲受譲渡が完了した場合、品質劣化や処方変更等があったとしても譲受麻薬を返却することはできない。

9. 発注から納品までの流れ

① 発注

甲は専用の譲受確認書(別紙様式3)(必須事項記載・押印済み)に品目・数量等を記入のうえ薬局開設者印もしくは麻薬専用印を押印し、当該処方箋の写しもしくは麻薬帳簿の写しと共に乙に提出する。

② 運搬・受領

麻薬の運搬は薬剤師であることが望ましいが、薬剤師が確保できない場合は、管理薬剤師の管理のもとに業務に従事する者でも可能とする。ただし、配送業者や麻薬卸売業者等での運搬は行ってはならない。

麻薬の受領は、事故防止の観点から適切と思われる場所(薬局内)で行うこと(郵送は不可)

受領の際は、甲・乙は相互に下記のものを確認すること。

- ・薬局開設許可証の写し、社員証
- ・麻薬小売業者免許証の写し
- ・麻薬譲受確認書(別紙様式3)(必須事項記載・押印済み)
- ・麻薬譲渡確認書(別紙様式4)(必須事項記載・押印済み)
- ・該当処方箋の写し(6.イの場合)
- ・当該品目の麻薬管理簿の最終記載日がわかる帳簿の写し、また、備考欄に最終受払年月日記載した

もの(6. ロの場合)

③ 交付

甲・乙双方の人員(薬剤師もしくは管理薬剤師の管理のもとに業務に従事する者)の立ち合いの下、品名・数量・ロット・破損の有無等を確認すること。確認後、乙は甲に麻薬品目と麻薬譲渡確認書(別紙様式 4)を交付する。麻薬譲渡(譲受)確認書の備考欄に、規則第9条の2第1項第1号イ又はロのいずれか、製品番号、使用期限を記載すること。

④ 保管

麻薬小売業者間譲渡により譲り受けた麻薬は、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬と区別して保管すること。
(QA 問 64)

⑤ その他

・譲渡・譲受を行った麻薬の品名、数量等について、麻薬帳簿への記載を適切に行うこと。麻薬帳簿の備考欄には、譲受・譲渡の相手方の名称、規則第9条の2第1項第1号イ又はロのいずれか、製品番号、使用期限を記載すること。

・交付された麻薬譲渡(譲受)確認書は 2 年間保管し、麻薬卸売業者の譲受・譲渡の際に保存する確認書とは別に作成・保存すること。

・麻薬小売業者間譲渡許可書は、許可を受けた日から 5 年間保存すること。

10. 年間報告

薬局間譲渡・譲受については、麻薬及び向精神薬取締法第 47 条に基づく知事への届け出(年間届)の際、薬品ごとに、薬局間における譲渡・譲受に係る数量の合計を算出し、合計欄に内数として括弧書きで併記しなければならない。

11. 紛失・盗難等の事故発生時

麻薬の交付時まで破損・紛失・盗難等が確認された場合は譲渡側の許可業者において、交付後に破損・紛失・盗難等が確認された場合は譲受側の許可業者において、速やかに富山県厚生部薬事指導課に麻薬事故届を提出するとともに、富山県薬剤師会にもその写しを提出する。

12. 参考通知等

・麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について(令和 3 年 7 月 5 日付け薬生発 0705 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)

・麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について(令和 3 年 7 月 5 日付け薬生監麻発 0705 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知)

・麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答について(令和 3 年 9 月 13 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡)